

官報号外 平成三年二月二十一日

○第百二十九回 衆議院会議録 第十一号

官報(号外)

平成三年二月二十一日(木曜日)

議事日程 第七号

平成三年二月二十一日

正午開議

午後零時四分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

第一 国の補助金等の臨時特例等に関する法律

(内閣提出)

第二 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出の趣旨説明及び質疑

日程第一 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。

○議員(村上勇君逝去につき弔詞贈呈の報告)

○議長(櫻内義雄君) 本件は、元議員村上勇君の死

は、去る一月二十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る二月十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議

をもつてその功労を表彰され、さきに人事委員

長懲罰委員長水害地緊急対策特別委員長の要職

につき、またしばしば國務大臣の重任にあたら

れた正三位勲一等村上勇君の長逝を哀悼し、つ

つしんで弔詞をささげます。

第一に、平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等に関して、まず、公共事業に係る補助率等については、昭和六十一年度に適用されていた補助率等まで復元することとしておりります。また、義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用に要する経費等に係る補助率等については、引き続き昭和六十一年度に適用された補助率等を適用することとし、いずれも平成五年度までの暫定措置とすることとしております。これら

の措置は、三十一本の法律にわたっております。なお、今回の補助率等の特例措置の対象となる地方公共団体に対しましては、その事務事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

○平沼赳夫君 ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近における財政状況及び社会経済情勢並びに累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、國の負担金または補助金に関する臨時特例等の措置を定めようとするもので、その主な内容を申し上げます。

第一に、平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等に関して、まず、公共事業に係る補助率等については、昭和六十一年度に適用されていた補助率等まで復元することとしてお

ります。また、義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用に要する経費等に係る補助率等について、引き続き昭和六十一年度に適用された補助

率等を適用することとし、いずれも平成五年度までの暫定措置とすることとしております。これら

の措置は、三十一本の法律にわたっております。

なお、今回の補助率等の特例措置の対象となる

地方公共団体に対しましては、その事務事業の執

行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財

政金融上の措置を講ずることとしております。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼赳夫君。

〔平沼赳夫君登壇〕

同報告書 「本号末尾に掲載」

第二に、地震再保険特別会計法及び自動車損害賠償保障法の二法律について、平成五年度までの暫定措置として事務費の繰り入れの特例を定めることとしております。

本案につきましては、二月十三日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、二月十五日から質疑に入り、去る十八日質疑終了後、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

以上、「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(櫻内義雄君) 本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔奥田幹生君登壇〕

○奥田幹生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、オゾン層を破壊する物質に関するモノトリオール議定書が改正されましたことを踏まえ、我が国におきましても、オゾン層の一層の保護を図るため、特定フロン等に関する規制を強化する等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、新たに指定物質を定め、その製造数量トリクロロエタン等を追加すること、

第二に、新たに指定期物質を定め、その製造数量の把握等所要の措置を講じること

等であります。

本案は、去る二月八日当委員会に付託され、同月十八日中尾通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣橋本龍太郎君。

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、租税特別措置について、土地基準の整理合理化等を行つるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地税制につきましては、個人の土地等の長期譲渡所得に対する税率を引き上げる一

方、国または地方公共団体への土地等の譲渡、優良住宅地の造成のための土地等の譲渡等に係る長期譲渡所得に対する軽減税率を引き下げるところ

に、法人の土地譲渡について短期所有土地等または超短期所有土地等の譲渡以外のものに対しても新たに重課する措置を講ずるほか、特定の資産の買いかえの場合等の特例制度及び農地等に係る相続税の納税猶予制度の見直し等の措置を講ずること

といたしております。

○議長(櫻内義雄君) 関提出の趣旨説明に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対

して一般サラリーマンを中心とした持ち家取得を一層促進する見地から、控除対象となる借入金等の年末残高の限度額の引き上げ等の措置を講ずることといたしております。

第三に、商店街等の活性化に資する商業施設等について特別償却を認める措置を講ずるとともに、中小企業における労働力の確保及び定着のための設備投資について税制上の措置を講ずる等、所要の政策的措置を講ずることといたしております。

第四に、企業関係の租税特別措置等につきましては、平成三年度におきましても、政策目的と政策効果との観点から見直しを行い、特別償却制度等の整理合理化を行うほか、移転価格税制について更正の期間制限を延長する等の措置を講ずるとともに、交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長を行うことといたしております。

その他、山林所得に係る森林計画特別控除、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等適用期限の到来する特別措置につきまして、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

○佐藤恒晴君 〔佐藤恒晴君登壇〕

○佐藤恒晴君 私は、日本社会党・護憲共同代表として、ただいま趣旨説明のありました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、總理並びに関係大臣にお尋ねをいたします。

税制のあり方についての見解を求めるものであります。

さらだ、重ねて、国と地方間の税配分のあり方、高まりつつある租税負担率の抑制をも視野に入れての今後の総合的な税制のあり方について、見解を伺うものであります。

最後に、十二月六日、毎日新聞の世論調査報道によれば、海部内閣のよい点、外交問題についての姿勢第一位、一二%、わずかであります。税制がよいとするのは最下位でありまして、わずか四%、さらに、よくない点として、指導力がないこと、三五%で第一位、税制改革がよくない、二七%で第二位。また、一月三十一日、読売新聞の報道によれば、海部内閣を支持する理由は、自民党だからが第一位、税制及び土地問題はわずかに六%で最下位であります。支持しない理由では、外交で五〇%、税制問題で三一%の第二位であります。

長々と引用いたしましたけれども、事は沿岸問題での誤った対応が強く指摘されていることは当然でありますし、税制についても厳しい国民の批判があることにお気づきになると思うのであります。これら世論にいかなる所感をお持ちか、お尋ねをいたします。

私は、海部内閣の主体性のない外交姿勢に、我が國の将来のため、世界平和のため、深い憂慮の念を表明せざるを得ません。戦費九十億ドルの支出財源に關し、あたかも防衛費の実質削減を行うがことは、主権者たる国民、すなわち納税者を愚弄するものであります。税は、内閣の求めによって納めるものではないません。国民みずから

らがその願いと要求を実現するために寄託するものであります。

当面する重要課題についての方針の転換を強く求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣(海部俊樹君登壇)

○内閣総理大臣(海部俊樹君登壇) お答えを申し上げます。

消費税は、平成元年四月に実施されてから二年近く経過いたしました。この間、物価あるいは消費の動向、軒轅の状況、または申告、納付の状況を見ておりますと、全体として円滑に実施されているものと認識をいたしておりますが、いろいろな御意見や問題点の指摘がござります。

政府としては、さらなる定着に向けて、御意見を踏まえながら見直し法案を第百十八国会に提出いたしましたが、議員がここで御指摘なさったとおりの法案処理の結果でございました。ただいま両院合同協議会において引き続き協議が行われるものと承知をしており、具体的な合意が得られましたならば、誠実にかつ迅速に政府は対応をしていく考えであります。

また、九十億ドルについていろいろ仰されましたが、私は、今回の九十億ドルの追加支援は、国連決議による適切な支援の要請を受けて沿岸の平和回復を行つておる多くの国々に対して、我が国

の地位にふさわしい支援を行う必要がある。今日、日本が一番大きな恩恵を受けておるのは世界の平和という状況であることも当然であります。また、無法者が何をしていいようとそれは一切構わぬんだ、世界がこそして侵略排除の行動を行つておるときに、反戦だ、反対だと言つて何もしないんだ、世界がこそして

さえよければいいという一国平和主義につながつて、憲法の理念である国際平和主義というものともかけ離れてくるわけでありますから、私はそういったことを考えて、日本の国際的な地位にふさわしい支援を行い、許される範囲で国際的な平和回復活動に協力をしていく必要がある、こう考えたわけでございます。

したがつて、その追加支援を行うためには、そのための予算及び法案について国会で審議をしていただく準備を今いたしておりますから、どうか平和を希求する国際社会においての日本の立場、今日の我が国国民があまねく平和を享受していることにかんがみ、痛みを伴うものであるとは思いますが、国民の皆様にも御協力、御負担をお願いせざるを得ないと考えております。各党各派の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げておきます。(拍手)

防衛費の削減の問題についてお触れになりましたが、侵略を排除するための国連決議に基づいて行う国際社会の共同行動でありますから、これは平和回復を支援するための所要経費の一部の提出であります。責任ある国際社会の一員として、当然果たさなければならない責務であると私は考えております。

平成三年度防衛関係予算の問題にもお触れになりましたが、今回、国会での各党の御議論を踏まえて、政府としては、各党の御議論に誠心誠意対応するために、万やむを得ざる措置として行つたものでござります。

なお、税制については、御承知のとおりに、先般、来るべき高齢化社会を展望して所税の減税、資産、消費の課税を通じて、国民の重税感、不公平感をなくし、抜本的な改革を行つたところであります。大衆課税を避ける方向で考えていくべきではないかという御指摘であります。先般の税制改革におきましても、所得税、住民税の課税

平感をなくし、抜本的な改革を行つたところであります。

また、土地問題についても、内政上の最重要課題でありますから、税制面においても、土地基本法を踏まえて、土地に関する税負担の適正公平を確保しつつ、あわせて土地政策に資するという観

点から総合的な見直しを行い、既に関連法案を国

会に出したところでございます。

今後とも、国民の理解と信頼に裏づけられた税制の構築に向けて最善を尽くして世論にこたえていくつもりでございます。

残余の質問については、関係閣僚から答弁をいたさせます。(拍手)

【国務大臣橋本龍太郎君登壇】

○国務大臣(橋本龍太郎君) 法人税の課税ベースにつきましては、従来から税負担の公平化、適正化の観点から引当金、租税特別措置などにつきまして、実情に即して見直しを進めてまいっております。特に、準備金、特別償却などの租税特別措

置につきましては、昭和五十一年以降連年にわたり厳しい見直しを行つてまいりました。平成三年度の税制改正におきましても、所要の見直しを行つことといたしております。今後とも、税負担の公平確保の観点から、社会経済情勢に順応して見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、先般の税制改革は、給与所得に負担が偏ります。大衆課税を避ける方向で考えていくべき状況などを踏まえ、実質的な負担の公平の確保に資する均衡のとれた税体系の構築を図つたものであります。大衆課税を避ける方向で考えていくべきではないかという御指摘であります。先般の税制改革におきましても、所得税、住民税の課税

号外 報告

最低限を大幅に引き上げるなど中低所得者層の税負担軽減に配慮いたしましたこと、所得税・住民税は、改革後におきましても税体系の中心であり、しかもなお強い累進性を有していること、消費税の税率が三段と極めて低い水準とされ、既存間接税の廃止、調整も行われましたことなどに御留意を願う必要があると思います。

税制への納税者の信頼の基礎となりますものは負担の公平でありますけれども、その場合に垂直的公平と水平的公平の双方を図っていくことが重要であると考えており、今後とも公平、中立及び簡素の basic 理念を踏まえながら、実質的な負担の公平の確保に資する均衡のとれた税体系の構築を図ってまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣 大塚雄司君登壇〕

○国務大臣(大塚雄司君) 土地譲渡益課税の見直しによる住宅供給促進効果についてであります。が、今回の見直しによる具体的な住宅供給促進効果について推計することは困難でありますけれども、この見直しを含む土地税制の改正は、全体として住宅供給の促進に相当の効果があるものと存じております。今般の住宅宅地関連税制の改正に加えまして、住宅金融、都市計画等関連施策の一層の充実を図りまして、住宅供給の促進に努めてまいります。今般の住宅宅地関連税制の改正によれば、既存の所存でございます。(拍手)

〔国務大臣 吹田悦君登壇〕

○国務大臣(吹田悦君) 佐藤議員にお答えします。

地方財政確立の立場からこれから的地方財政の方はどうだというような御質問だったたと思いますが、地方税制につきまして申し上げますと、平成三年度の固定資産税の土地の評価が既に当た

りました。特に住宅用地についてなだらかな負担増加となるように配慮をしておるわけであります。したがいまして、評価が既に伴う増収分の全額を個人住民税の減税にすべて充てるというふうにいたしております。また、企業税制につきましても、極力非課税等特別措置の整理合理化に努めておるところでございます。

今後とも、地方財政の確立と住民負担の適正化、合理化の両面に配慮しながら地方税制の一層の適正化に努めてまいりたいと存しております。

以上でお答えといたします。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 井上義久君。
〔井上義久君登壇〕

○井上義久君 私は、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、公明党・国民会議を代表し、総理に質問を行います。

本法案の質問に先立ちまして、停戦、和平か地上戦突入かという極めて重要な段階を迎えており、世界問題に対する日本政府の対応についてお伺いをいたします。

地上戦突入かという事態になれば、双方にはかり知れない犠牲をもたらすことは必至であります。世界は、イラクが国連決議に基づいて即時撤退し、停戦が実現することを強く求めております。

そのための提案が極めて注目されます。既にアメリカなどにもその内容が伝えられており、各國政府の反応も出でております。

総理は、ゴルバチヨフ提案の内容を承知しているのかどうか、また、どのように評価をしておら

れるのか、さらに、この問題についてアメリカ政府と協議をしたのかどうかお伺いをしておきた
い。

また、政府としては、イラクがクウェートから無条件で撤退の意思を表明すれば停戦すべきだという方針なのかどうか、これもあわせてお伺いしたいのであります。九十億ドルの支援を決定した我が国政府が、こうした重要な局面にどのように対応しようとしているのか、国民が最も注目しているところであります。今後の停戦、和平の見通しと、それに対する日本政府の取り組みを明らかにしていただきたい。

さて、我が国に今内外から求められている時代的要請は、国民が豊かさを実感できる社会の実現であり、そのため、社会・経済の仕組みを根本的に転換することになります。税制は、社会構造を左右する重要な要素であり、その仕組みを転換する上でも強力なことなり得るものであります。

我が国の税制は、これまで生産優遇という論理で貫かれてまいりました。その結果、労働者の重税感、地価の高騰による資産格差の拡大など、国民の不公平感はその極に達しております。重要なことは、公平、公正という大原則にのっとった税体系を再構築し、税に対する国民の信頼を回復することであります。生産優先、企業優遇のこれまでのあり方から、今こそ生活者重視の税制へ抜本的に転換すべきであります。

さきの税制改革において、政府が掲げた不公平感の払拭、所得・消費・資産の間の均衡・負担の公平という目的は、言葉のみで何ら根本的な解決を見ることなく、単に消費税を創設するた

官 報 (号 外)

の原則にもとるさきの消費税導入、そして今回
地価税の骨抜きと、政府の手法は、税制に対する
国民の不信を高めております。このままでは、
地神話の払拭どころか、政治そのものに対しても
信感を増幅させることは必至であります。今回
税制改正のように、保有課税を軽減し、譲渡課
税を重くすることは、土地対策としても供給を一
少なくする懸念を指摘せざるを得ません。

総理、地価税の税率をなぜ〇・三%に引き下げ
たのか、また、基礎控除を高く設定したのはい
なる理由によるのか、あるいは保有課税を中途
端にし、譲渡益課税を重課して所期の目的が達
できるのかどうか、総理の明快な答弁を求める
のであります。

土地税制と並び国民の関心の高い住宅取得促進策について伺います。

今回、住宅ローンの税額控除額が引き上げられたと
ました。しかし、土地の異常な高騰で住宅に手が
届かなくなつたのは、特に中堅サラリーマン以下の
層であります。勤労者を意識した改正の目玉とな
つたのは、控除額が余りにも少な過ぎると言わね
ければなりません。日本経済を支えている中堅サ
ラリーマンの住まいをどう確保するのか、大き
い課題であります。私は、控除率二%への引きさ
げ、さらには、控除期間の延長などが必要だと提
出します。（参考）記録と想つておらぬ。

都市部においては、サラリーマンが一生働いても家を持てないのが現状であります。ゆとりの本質である住宅を保障することは政治の責任であり、その意味で、持ち家の促進は当然のことながら、優良な賃貸住宅の供給が急務であります。住宅取得促進税制との均衡という意味からも、我が党がかかる

てから主張してきた家賃補助制度の創設をぜひ実現してもらいたいと思います。来年度からその一部が実施されることは評価するものであります。今後一層の拡充を図り、本格的な家賃控除、家賃手当制度にしていくべきであります。総理の明快な答弁を求めます。

次に、租税特別措置の整理合理化についてであります。

租税特別措置の一つ一つは、それぞれ一定の役割を果たしていることは事実であります。しかし、原則的には廃止をし、どうしても必要なものでは制度化していくか、あるいは歳出面で配慮していくことが本来の筋であります。少なくとも生活者重視、環境保護等のための租税特別措置に限定する方向で考えるべきであります。今回の改正で、企業関係の租税特別措置では、三項目を廃止し、二十三項目の縮減が決められておりますが、この際、以上のような基本的な考え方立って、抜本的な洗い直しが必要であります。総理の見解を伺うものであります。

この機会に、消費税と所得税の総合課税について伺います。

消費税は、納税者たる消費者への配慮が不十分で、納税事務を行う企業等に対しては、簡易課税、限界控除など、まことに手厚い手立てがなされております。施行後二年、その実態はますます

消費税は廃止をし、国民合意の間接税の構築を目指すべきであります。当面、いわゆる益税、運用益の是正、逆進性の緩和など与野党の認識が共通している部分については、政府の責任で緊急是正措置が講じられて当然であります。今回の税

卷之三

制改正において全く触れられていないのは不可解としか申せません。また、食料品、公共料金等の非課税についても、早急に合意を得て実現すべきであると考えます。いかがお考えか、総理の見解をお聞きしておきたいと思います。

は私も承知いたしております。同時に、原則に従つた平和的解決につながることを私は強く希望をいたしております。

最後に、総合課税の再構築について伺います。我が国税制は、戦後のシャウブ税制を基礎に置き、税負担の公平の上から応能負担の原則を重視する総合課税主義をとつてまいりました。しかし、その後、高度経済成長の過程において、生産優先の立場から、特に事業所得を中心に課税ペー

スが侵食され、総合課税は次第に建前と化し、不公平が拡大されてきております。

六十二年度、六十三年度の所得税法の改正の際、また、さきの税制問題等に関する両院合同協議会においても与野党が一定の認識の一一致を見たところであります。生活者重視、公平、公正な税体系の構築という観点から、総合課税の再構築は急務であります。総理の明確な見解を伺うものであります。

また、この際、年々ふえつゝあるパートタイマーの税負担軽減のために、私はパートタイマー、室内労働者の課税最低限の引き上げを要求するものであります。

〔内閣總理大臣海部俊樹君登壇〕
○内閣總理大臣(海部俊樹君) 井上議員にお答え
をいたします。

冒頭にお述べになりました和平交渉に関する件
であります、ゴルバチョフ提案の内容について

地価税は、負担の公平を確保しつゝ、その資産としての有利性を縮減するため、土地の資産価値に応じた税負担を求めるという観点からこれは創設したものでございます。地価税における課税最低限は、資産規模の小さな土地について配慮する観点から設けられたものでございますし、税率水

官 報 (号)

準については、土地の有利性を政策的に縮減するという観点と、我が国の経済に与える影響、あるいは個々の納税者に対する負担に配慮するという観点を勘案して設定されたものでありまして、土地の有効利用の促進など土地対策に資するものと考えております。

住宅取得促進税制については、平成三年度の税制改革において、主としてサラリーマンを中心とした持ち家取得を一層促進する観点から、控除対象となる借入金等の年末残高の限度を三千五百万円に引き上げるなどいろいろな措置を講じました。適用される六年間を通じて減収規模が五千八百億円を上回るものとなっておりまして、現下の厳しい情勢のもとで、御趣旨を含みながら最大限の配慮を払っているものだということともどうぞ御理解を賜りたいと考えます。

また、家賃控除・家賃手当制度、貴党がいつも御提案いただきますような制度については、よく私も承知をいたしておりますし、住宅費の負担を軽減すべきだという貴党の御趣旨については、融資、税制の活用等により賃貸住宅供給コストの低減を図るとともに、特に低額所得者等の世帯については、公共賃貸住宅の的確な供給などの施策の充実に努め、さらに、平成三年度予算案においても、一般的な家賃補助ではありませんが、民間賃貸住宅の公的管理を通じて家賃軽減を図る借り上げ公共賃貸住宅制度の拡充、公営住宅及び密集木賃住宅の建てかえ促進を図るために、家賃激変緩和のための補助の創設を盛り込んでおるところでございます。

租税特別措置は、おっしゃるように特定の目的を達成するために講じられたものであります。

その反面、税負担の公平性、簡素性をある程度犠牲にしている面もございます。このため、企業関係特別措置については、特に昭和五十一年以降毎年厳しい見直しを行っており、平成三年の改正においても所要の見直しを行うこととしておりますが、今後とも抜本的な見直しを進めてまいる考えでございます。

消費税の扱いにつきましては、現在両院合同協議会において引き続き協議が行われておるものと承知いたしております。具体的な合意を賜れば、その趣旨に沿つて誠実かつ迅速に対応をいたします。

また、総合課税への移行問題にもお触れになりましたが、平成四年に見直しを行うこととなつておりますが、実効ある総合課税を実施するためには、納税者番号制度の導入を初めとする所得の厳格な把握体制の整備が不可欠となつてくる点等もあり、税制調査会の答申にも指摘されておりますとおり、国民の合意形成の状況を見守りつつ、さらには検討を進めていくことが適切であるうと考えております。

パート、内職問題について最後にお述べになりましたが、平成元年十一月のいわゆるパート減税の実施により、パート、内職収入の非課税限度が百万円に引き上げられておるなど、税制面ではただいまのところ最大限の配慮をしているところでございます。(拍手)

○謹長(櫻内義雄君) 小平忠正君。
〔小平忠正君登壇〕

○小平忠正君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま提案のありました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する井上義久君の質疑 税制特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する小平忠正君の質疑

一部を改正する法律案について、総理及び大蔵大臣に質問をいたします。

質問の第一は、土地税制改革についてであります。我が国は、世界に冠たる経済大国として振るぎない地位を占めていますが、国民の日常生活に先進国にふさわしい豊かさが全く感じられません。その最大の要因は、異常な地価高騰による劣悪な住宅事情であります。

国民党の利益を後回しにし、利益誘導と官庁の網張り優先の継割り行政を続けてきた歴代政府・自民党的貧困な土地政策が残した禍根は極めて大きく地価税の創設などによって今になつてようやく土地税制の抜本改革に政府が本腰を入れておりましたが、遅きに失したと言わざるを得ません。

我が党は、都市計画の再構築や土地本位の金融構造の見直しと土地税制改革を有機的に結びつけ、これらを三位一体として、異常に高い地価を半分に引き下げるよう提言をいたしております。

土地税制についても、保有課税は当然のこと、譲渡課税、取得課税についても思い切った改革が必要であることは言うまでもありません。本法案には、我が党が求めてきた譲渡益課税の適正化などが盛り込まれており、この点は評価いたしております。

個人及び法人の長期譲渡益課税、法人の超短期譲渡益課税の強化についても当然のことと考えますが、しかし、地価税についても言えることになります。

これらの産業にとって、諸外国との競争に勝つためには設備の近代化が不可欠であります。そのための資金に利息のかかる借入金を充てる余裕など到底ありません。結局、そのための資金については、土地を売却し、減価償却資産への買い戻しができる特例措置を利用するしか道がなかつたのが実情であります。実際、第一次石油ショック以降の困難な時期に、この特例措置を活用し、辛うじて倒産を免れたり設備の更新を進めてきた例が数多くあります。

一体政府は、地価をどれだけ下げるために土地税制改革を行うのか。例えば本当に首都圏のサラリーマンが住宅を買えるほどまで地価を下げるのか。具体的目的及び税制改革による地価引き下げのシミュレーションを、総理及び大蔵大臣に示していただきたいのであります。また、一部のワンルームマンションなどが財テクや節税に利用されていることを封じる施策が盛り込まれたなど土地投機抑制策が盛り込まれており、この点は妥当な措置と考えております。

しかし、これらの施策の中に一つの重大な欠陥があることを指摘したいのです。それは、長期所有土地等から減価償却資産への買いかえ条例の廃止であります。確かに、この買いかえ条例が、土地購入による節税対策や土地投機の温床となつた点があることは否めません。しかし、だからといって、一律にこれを廃止するというやり方は、余りにもきめ細かさに欠けるものと断じざるを得ません。この制度は、構造的な不況に直面している製造業にとってなくてはならないものであることを強調したいのです。

政府が全く持ち合わせていないことに強く不満を感じております。

今日、経済の本来の目的である物づくりをおろそかにし、マネー・ゲームに狂奔する傾向が強い中で、まじめに努力を続ける製造業者が大勢いることも忘れてはなりません。そのような業界にとって、この特例制度は、經營を守る最後のとりでとして重要な意味を持つております。この制度を乱暴にも一律に廃止すれば、そこで働く労働者やその家族の人生に深刻な影響が出ることは火を見るよりも明らかであります。確かに、この制度を利用して財テクに利用する者がいるかもしれません、そのような目的の場合は認めないと、既成市街地内の減価償却資産への買いかえのみを禁止するとか、彼らでも工夫できるではありませんか。

この買いかえ特例については、我が党の主張に沿うよう抜本的に修正することを政府に強く求めるものであります。橋本大蔵大臣にお考えをお聞きしたいのであります。

質問の第二は、消費税問題についてであります。イラクのクウェート侵略以来、これまで重大な課題であった消費税問題が影を潜め、これをいいことに政府・自民党は、消費税の欠陥是正に真剣に取り組まなくなつたのではないか。平成三年度予算案は、現行の欠陥消費税のまま編成されると、う最悪の結果となりました。我が党の提案により設けられた税制問題等に関する両院合同協議会で、与野党は消費税欠陥是正案をまとめました。にもかかわらず、一部の勢力が、食料品が非課税とならなかつたことを口実としてすべてをぶち壊してしまいました。我々も食料品の非課税化を盛り込むよう今後とも強く求めていく決意であります。

ありますが、まず与野党で合意した点は早急に実現すべきであります。

しかも、これを実施すれば、自然増収が確保されることは明らかであります。自民党の加藤政調会長も、益税の七、八割は解消すると断言をしております。

福社の非課税化なども含め、与野党合意を実施すれば、平年度で少なくとも四、五千億円の税収増となることは明らかであります。これは国民が納めた税金が国庫にきちんと入らない点を中心には正するものであり、大衆増税とは全く次元が違います。五つの会派が与野党合意の早期実施を求め、消費税の欠陥解消を急ぐよう主張いたしております。全政党で一致しないことは何もできないとすれば、国民がただ犠牲になるだけではあります。五つの会派が与野党合意の早期実施を求めるべきです。

湾岸地域の平和回復のため、九十億ドルの追加支援を迫られるなど、現在の我が国の財政は大変厳しい状況下に置かれております。しかし、消費税の欠陥を解消したり、不公平税制を是正すれば、自然増収が確保されるることは明らかであります。しかしながら、消費税を是正するためには、国民生活向上のために大幅減税を行なうことが可能であります。政府に対してその実現を提唱するものであります。

そうなれば国民生活向上のために大幅減税を行なうことが可能であります。政府に対してその実現を提唱するものであります。

まず教育、住宅、通勤費減税の拡充、貢広や靴なども含めた必要経費を完全に認める制度の創設など、サラリーマンの生活に役立つ施策の実施を求めるものであります。とりわけ住宅減税は最優先させなければなりません。本法案には、家を建てる人のためのローン減税について、一年に税額控除できる限度額を二十万円から二十五万円に引き上げる措置が盛り込まれております。これは民社党の主張を取り入れたものであり、一歩前進と我々は評価いたしております。しかし、家を持つている人だけを対象として、借家世帯に減税を行なうことは断じて容認できません。自分の家を持つか借りるかは個人の選択の自由であり、どちらの人にも快適な住まいを与えることが国の責任です。あります。毎月の家賃を所得控除する制度を早急に創設するよう要求するものであります。

また、女性の社会進出を妨げているのがんだ税

体系を一日も早く直していただきたい。特に、する意向なのか、橋本大蔵大臣にお伺いをいたします。

最後に、所得税の減税についてお尋ねをいたします。所得税の減税が実現すれば、所得、消費、資産のバランスを図るためにも、増収部分は得できる答弁を総理及び大蔵大臣からお伺いいたしたいのであります。

また、地価税を導入するのであれば、所得、消費、資産のバランスを図るためにも、増収部分は得できる答弁を総理及び大蔵大臣からお伺いいたしたいのであります。

以上の諸点について、サラリーマンと女性が納付するなど、思い切った減税を実現すべきであります。

湾岸地域の平和回復のため、九十億ドルの追加支援を迫られるなど、現在の我が国の財政は大変厳しい状況下に置かれております。しかし、消費税の欠陥を解消したり、不公平税制を是正すれば、自然増収が確保されるることは明らかであります。しかしながら、消費税を是正するためには、国民生活向上のために大幅減税を行なうことが可能であります。政府に対してその実現を提唱するものであります。

まず教育、住宅、通勤費減税の拡充、貢広や靴なども含めた必要経費を完全に認める制度の創設など、サラリーマンの生活に役立つ施策の実施を求めるものであります。とりわけ住宅減税は最優先させなければなりません。本法案には、家を建てる人のためのローン減税について、一年に税額控除できる限度額を二十万円から二十五万円に引き上げる措置が盛り込まれております。これは民社党の主張を取り入れたものであり、一歩前進と我々は評価いたしております。しかし、家を持つている人だけを対象として、借家世帯に減税を行なうことは断じて容認できません。自分の家を持つか借りるかは個人の選択の自由であり、どちらの人にも快適な住まいを与えることが国の責任です。あります。毎月の家賃を所得控除する制度を早急に創設するよう要求するものであります。

また、女性の社会進出を妨げているのがんだ税

体系を一日も早く直していただきたい。特に、

パート、内職の課税最低限を現行の百万円から五百円に引き上げることを要求するものであります。さらに乳幼児を育てる家庭には、三十五万円の扶養控除に加えて十万円の育児控除を加算するなど、思い切った減税を実現すべきであります。

最後に、所得税の減税についてお尋ねをいたします。所得税の減税が実現すれば、所得、消費、資産のバランスを図るためにも、増収部分は得できる答弁を総理及び大蔵大臣からお伺いいたしたいのであります。

また、地価税を導入するのであれば、所得、消費、資産のバランスを図るためにも、増収部分は得できる答弁を総理及び大蔵大臣からお伺いいたしたいのであります。

以上の諸点について、サラリーマンと女性が納付するなど、思い切った減税を実現すべきであります。

湾岸地域の平和回復のため、九十億ドルの追加支援を迫られるなど、現在の我が国の財政は大変厳しい状況下に置かれております。しかし、消費税の欠陥を解消したり、不公平税制を是正すれば、自然増収が確保されるることは明らかであります。しかしながら、消費税を是正するためには、国民生活向上のために大幅減税を行なうことが可能であります。政府に対してその実現を提唱するものであります。

まず教育、住宅、通勤費減税の拡充、貢広や靴なども含めた必要経費を完全に認める制度の創設など、サラリーマンの生活に役立つ施策の実施を求めるものであります。とりわけ住宅減税は最優先させなければなりません。本法案には、家を建てる人のためのローン減税について、一年に税額控除できる限度額を二十万円から二十五万円に引き上げる措置が盛り込まれております。これは民社党の主張を取り入れたものであり、一歩前進と我々は評価いたしております。しかし、家を持つている人だけを対象として、借家世帯に減税を行なうことは断じて容認できません。自分の家を持つか借りるかは個人の選択の自由であり、どちらの人にも快適な住まいを与えることが国の責任です。あります。毎月の家賃を所得控除する制度を早急に創設するよう要求するものであります。

また、女性の社会進出を妨げているのがんだ税

意が得られますことを強く願つて、この協議会を注目しております。この協議会において具体的な合意が得られましたならば、その趣旨に沿つて迅速にかつ誠実に対処する方針でございます。

また、サラリーマンや女性に対する所得税減税と、こう言われましたが、昭和六十二年九月及び六十三年十二月の税制改革においては、所得税、住民税を合わせて総額五兆五千億円に上る大規模な所得減税を実施をいたしましたし、また、この減税は、主として教育費、住宅費など、支出のかさむ中堅サラリーマン層の負担軽減を中心配慮したものでありました。また、配偶者特別控除の創設や、平成元年に行いましたパート、内職の非課税限度額の引き上げは、女性の皆さんのためにも十分配慮されたものであったということにどうぞ御理解をいただきたいと思いますし、今後とも一層研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

残余の問題につきましては、大蔵大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

[国務大臣橋本龍太郎君登壇]

○国務大臣(橋本龍太郎君) 小平議員にお答えを申し上げます。

まず第一点は、地価税につきまして、土地税制改革の中で値段がどれくらい下がるかという具体的なお尋ねであります。定性的には、土地の収益性の低下や過大な値上がり期待の縮小あるいは中長期的な土地価税の導入を含みます今般の土地税制改革というものは、定性的には、土地の収益性の低下や過大な値上がり期待の縮小あるいは中長期的な土地の有効利用促進といったことを通じまして地価の低下をもたらす効果があると考えられます。しかし、どの程度地価が下がるかとなりますと、こ

れは景気の状況や金融の動向、税制以外の土地政策の推進状況などに加え、最近著しい地価の上昇を見た地域であるかどうか、そうした個々の地點における地価水準や土地取引の状況などにも依存すると言えられます。こうした点から見ますと、定量的に申し上げるのは難しいことを御理解いただきたいと思います。

また、事業用資産の買いかえ特例は、本来なら一たん実現した値上がり益であります以上課税すべきところを、国土利用政策や土地政策の観点から、特別に課税の繰り延べを認めてきたものであります。しかし、御指摘の長期所有土地などから減価償却資産への買いかえにつきましては、区域の指定なく認められてまいりましたために、他の買いかえ特例が利用されないといった弊害、さらには、将来の設備投資の資金に充てるために余分の用地を取得して値上がり益を期待するといった企業行動を招くなど、弊害を生じていてことにならんがみて廃止することいたしました。

議員の御指摘は、この買いかえ特例は設備の近代化などのために必要であるという御主張でありますけれども、将来の設備投資の資金に充てるために余分に土地を保有し、その土地の値上がり益を期待すること自体が土地問題を深刻化させる一因となつておるわけでありまして、公平の観点からも問題であると考えられます。なお、今回の廃止に際しましては、既に進行している事業計画に支障を来さないよう所要の経過措置を講ずるなど相応の配慮をいたしておりまして、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

また、税負担の公平確保といふものは、税制に対する納税者の信頼を得るために大切な理念の対する納税者の信頼を得るために大切な理念の

一つであり、先般の税制改革におきましても、税

体系全体として、個人所得、特に給与所得及び法人所得に偏った税負担の構造を改め、消費に対しても応分の負担を求めるような構造に改めるな

ど、税制全般にわたり税負担の公平を高める措置を講じてまいりました。また、土地税制につきましても、土地基本法を踏まえまして、税負担の適正公平を確保しながら、あわせて土地政策に資す

るという視点からその総合的な見直しを行うこととしており、既に関連法案を本国会に提出させていただいております。政府としては、今後ともより公平な税負担の実現を目指して努力を続けてまいりたいと思います。

また、納税者番号についてのお尋ねがございました。税制問題等に関する両院合同協議会におきまして、その専門者会議を中心に精力的かつ真剣な御論議をいただいておることをよく存じております。政府といたしましても、国民の合意形成の状況を見守りながら、引き続き専門的、技術的な検討を行つてまいる所存であります。

また、サラリーマンに対する所得税減税についてお触れをいたいたたわけであります。昭和六十二年九月、六十三年十二月の税制改革におきまして、主として中堅サラリーマン層の重税感、負担累増感を緩和するために、所得税、住民税を合わせて総額五兆五千億円に上る大規模な所得減税を実施していることを御理解いただきたいと存じます。また、いわゆる教育減税につきましては、この税制改革の中におきまして割り増し扶養控除の創設などにより、また通勤者減税につきま

当の非課税限度の大額な引き上げなどによりまし

て対処してまいりました。なお、サラリーマンの必要経費の控除につきましては、その水準が十分

高いものとなっております。給与所得控除が適用される中で、昭和六十二年九月の税制改革における特定期的な前進

と、税制全般にわたり税負担の公平を高める措置を講じてまいりました。また、土地税制につきましても、土地基本法を踏まえまして、税負担の適正公平を確保しながら、あわせて土地政策に資する

こととしており、既に関連法案を本国会に提出させていただいております。政府としては、今後ともより公平な税負担の実現を目指して努力を続けてまいりたいと思います。

また、家賃控除の創設につきましては、家賃が食費や服費などと同様典型的な生計費でありますことから、家賃だけを取り出して特別の控除を設けることは基本的な問題がありますほかに、

より高額の家賃を払つておられる方がより大きな恩典を享受するといった問題があると考えます。

また、大都市圏の土地住宅問題の観点から見ましても、家賃控除の創設はかえつて大都市圏への人口集中を助長するものではないかという懸念も否認できません。したがつて、家賃控除の創設は適当でないと考えております。

また、パート所得者につきましては、配偶者特別控除の創設、拡充、さらに、平成元年十一月のいわゆるパート減税による非課税限度額の百万円への引き上げなど、税制面では最大限の配慮を払つてきているところであります。片働き世帯とのバランスからも、これ以上の非課税限度の引き上げには、むしろ税負担の公平の面からも問題があると考えております。

また、児童を養育する御家庭に対する育児支援の強化などの観点からは、歳出面におきまして今回児童手当制度の充実を図ることとしておりまして、児童手当制度の充実を図ることとしておりま

年世帯について高い水準にある課税最低限で配慮されていることにも御理解をいただきたいと存じます。

また、地価税の収支の使途につきましては、税制調査会の「平成三年度の税制改正に関する答申」の中におきまして、平成四年度の税制改正・予算編成時までに検討すべき旨提言されていました。

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領しました。
平成二年度第一・四半期における予算使用の状況

(常任委員会辞任及び補欠選任)
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

内閣総理大臣 海部 俊樹君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
通産大臣 中尾 栄一君
建設大臣 大塚 雄司君
自治大臣 吹田 慎君

出席国務大臣
大蔵省主税局長 尾崎 譲君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)
一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公

布を表上した旨の通知書を受領した。

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(見込額書受領)

一、去る十五日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく平成三年度地方団体の歳入歳出

総額の見込額書を受領した。
(報告書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。

平成二年度第一・四半期における予算使用の状況

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領しました。

平成二年度第一・四半期における国庫の状況

(常任委員会辞任及び補欠選任)
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

内閣総理大臣 海部 俊樹君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
通産大臣 中尾 栄一君
建設大臣 大塚 雄司君
自治大臣 吹田 慎君

出席国務大臣
大蔵省主税局長 尾崎 譲君

内閣総理大臣 海部 俊樹君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
通産大臣 中尾 栄一君
建設大臣 大塚 雄司君
自治大臣 吹田 慎君

出席政府委員
大蔵省主税局長 尾崎 譲君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員

辞任

補欠

辞任

補欠

予算委員

不破 哲三君

寺前 嶽君

中野 寛成君

中野 寛成君

文教委員

新井 将敬君

中西 繁介君

原田 義昭君

神田 厚君

社会労働委員

柳田 稔君

野坂 浩賢君

中西 繁介君

寺前 嶽君

商工委員

菅 直人君

橋崎弥之助君

菅 直人君

寺前 嶽君

決算委員

寺前 嶽君

浜田 幸一君

小澤 克介君

寺前 嶽君

予算委員

不破 哲三君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

議院運営委員

寺前 嶽君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

辞任

寺前 嶽君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

決算委員

寺前 嶽君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

辞任

寺前 嶽君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

議院運営委員

寺前 嶽君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

辞任

寺前 嶽君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

商工委員

寺前 嶽君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

辞任

寺前 嶽君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

小澤 克介君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

中西 繁介君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

野坂 浩賢君

浜田 幸一君

浜田 幸一君

寺前 嶽君

朗読を省略した議長の報告

官 報 (号 外)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法案

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

欧洲復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

欧洲復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

中小企業における労働力の確保のための雇用管

理の改善の促進に関する法律案

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五号) 地方行政委員会 付託

国補助金等の臨時特例等に関する法律案

(内閣提出第八号) 大蔵委員会 付託

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三〇号) 社会労働委員会 付託

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇号)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措

置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二二号)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一二二号)

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二四四号)

以上四件 建設委員会 付託

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一三三号)

交通安全対策特別委員会 付託

以上三件 運輸委員会 付託

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所徴税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

電気通信基盤充実臨時措置法案 (内閣提出第三三号)

電気通信委員会 付託

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

衆議院議員江第一君提出国土利用計画法の運用等に関する質問に対する答弁書

欧洲復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案 (内閣提出第三四号) 大蔵委員会 付託

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五号) 地方行政委員会 付託

国補助金等の臨時特例等に関する法律案

(内閣提出第八号) 大蔵委員会 付託

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三〇号) 社会労働委員会 付託

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇号)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措

置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二二二号)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一二二号)

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二四四号)

以上四件 建設委員会 付託

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所徴税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員江第一君提出国土利用計画法の運用等に関する質問に対する答弁書

ところで、国土利用計画法第二二三条は、土地

売買の契約を締結するに際して所定の事項につ

て、市町村長を経由して都道府県知事への届出

国土利用計画法の運用等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成三年一月十六日

提出者 辻 第一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国土利用計画法の運用等に関する質問主意書

「総合保養地域整備法」が成立して以来、全国各地

で大規模なゴルフ場開発が進められている。奈良

県においても、全村面積の十ペーセントを超える

山添村を始め、奈良市、吉野郡などで同様の事態

が進行している。奈良原生駒郡平群町においては

国土利用計画法違反の疑いを持ち、周辺住民の生

活に重大な悪影響を及ぼす開発計画、すなわち、

御堂開発株式会社が計画しているゴルフ場開発

が、圧倒的多数の町民の反対にもかかわらず業者

と町及び県当局によって強引に進められようとしている。

そこで、この問題点について以下のとおり質問

する。

一、国土利用計画法第二二三条の土地に関する権利

移転等の届出の運用について

国土利用計画法の運用に当たっては、土地の投機目的による取引に規制を加え、地価の異常

ともいえる高騰を抑止し、国民生活の安定を図

るとともに、土地利用計画の策定と公共的な土

地利用の確保を進めることが緊急に求められて

いる。

を定めている。そして、第一四条でその届出に係る土地取引について売買予定価格及び土地利用目的の審査を行い、第二三条の届出の内容が不適切である場合、勧告を行うものとしている。これらの規定に従い、届出を受け、審査の結果、勧告を行ったとしても、その勧告に従うか否かは届出者の判断にまかされており、勧告に従わない場合は公表という処置しかなく、その土地取引を規制し得るものとなつておらず、国土の土地利用計画の遵守及び地価高騰の抑制について、何ら実効性のないものとなつている。また、第二三条の規定に反して、当該届出を行はず、土地取引をなす者が見られる。これらの方を放置することは、国土利用計画の趣旨に反するもので、断じて容認しがたいものである。

そこで、伺いたい。
1 国民共通の財産と言える国土の適正な利用を確保し、地価高騰を抑制するため国土利用計画法の改正強化が求められていると考えるが、政府の見解を伺いたい。
2 勧告に従わなかつた場合の措置、あるいは法に違反する無届けの場合の措置等について、現行法のままでは、国土利用計画法の実効性を担保し得ないものと考へる。法に違反する無届けの場合などには、その土地取引を無効とするなど、真に実効性ある規制措置をとる必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

二 奈良県平群町における御堂開発株式会社の土地取引をめぐる国土利用計画法違反の疑いについて

を定めている。

そして、第一四条でその届出に係る土地取引について売買予定価格及び土地利用目的の審査を行い、第二三条の届出の内容が不適切である場合、勧告を行うものとしている。これらの規定に従い、届出を受け、審査の結果、勧告を行つたとしても、その勧告に従うか否かは届出者の判断にまかされており、勧告に従わない場合は公表という処置しかなく、その土地取引を規制し得るものとなつておらず、国土の土地利用計画の遵守及び地価高騰の抑制について、何ら実効性のないものとなつている。また、第二三条の規定に反して、当該届出を行はず、土地取引をなす者が見られる。これらの方を放置することは、国土利用計画の趣旨に反するもので、断じて容認しがたいものである。

一九八六年五月頃、御堂開発株式会社の代理人である北和開発株式会社から、奈良県生駒郡平群町櫻原・鳴川両地区にまたがる御堂開発株式会社のゴルフ場開発予定地の土地買収に係る国土利用計画法の届出が平群町に提出された。この届出の内容が、御堂開発株式会社のゴルフ場開発予定地の用地買収に関わるものであり、その中に自然公園第三種特別地域が含まれていたことなどから、「県の事前協議との兼ね合いを考慮して、平群町計画課(担当課)は、奈良県開発調整課と連絡をとり、指導を仰いだ。何らかのやりとりがあつたが、結局指導らしき指導もないままで時間が経過し、平群町は、その後に北和開発株式会社を通じ、同届出書面を返却した。

一九八七年五月頃、御堂開発株式会社から再びゴルフ場予定地の用地買収に係る国土利用計画法の届出がなされた。この届出の内容は、ほとんどが農地の買収に係るものであつたため、平群町は「農地の売買は農地法の規制対象である」との説明を行い、「届出書面は受け付けられない」旨回答した。これ以降、何らの届出がなされないまま用地買収が、御堂開発株式会社によつて進められた。

一九九〇年四月四日、御堂開発株式会社から平群町に提出された「対応状況報告書」(ゴルフ場開発にかかる平群町の審査・事業部の指摘事項に対する回答書)の中で、同社は「国土利用計画法の届出は行います」としているが、これによれば、その時点では「届出している」とはしておらず、「届出を行います」としているのである。しかし、今日まで国土利用計画法の届出は

一九八六年五月頃、御堂開発株式会社の代理

なされないまま経過している。

そこで、伺いたい。

1 このような経過について、国土庁は「無届けとは言えない」との見解を示しているが、業者自身が将来「届出を行います」と言つて、以上「正式な届け出はなされていなかつた」と見るのが正しい認識だと考へるが、どうか。

2 当時の「県の担当課長が死亡している」から、その当時の事情がわからない、と国土庁は説明しているが、この問題に対応したのは、当時の課長だけでなく、県として組織的に対応しているのだから、当時の対応の内容を事実に基づいて明らかにしていただきたい。

3 平群町の当時の担当課長が「国土利用計画法に習熟していないかった」と国土庁は説明しているが、もし、そのとおりであるならば、他の届出もミスが生じているはずである。他に同様の事例があつたのかどうか、明らかにしていただきたい。

4 また、届出が受理されず、返却された後、用地買収を進めた(昨年十一月時点では、予定地の七十ペーセント以上を買取済み)御堂開発株式会社の責任が免罪されるものではない。御堂開発株式会社は建設大臣の免許を持つ宅地建物取引業者であり、国土利用計画法の規制は十分承知していかなければならないものである。承知していながら、届出書面が返却されたのをよいかにして、用地買収を進められたのならば、このような行為は国土利用計画法の精神に反するものと考へるが、政府の見解を伺いたい。

三 奈良県の国土利用計画法運用上の問題点について

奈良県は、「平群町当局および御堂開発株式会社の双方から数回にわたり事情を聴取した」としている。その結果、「法第二三条の届け出書面らしき物がその当時存在したと見られる。当該届け出書面らしき物は、約三ヶ月程度過ぎてから後、平群町当局から御堂開発株式会社へ返却された。これらのことから、法第二三条の届け出について、外形上なされた形跡があり、「無届け」とは断定できない。また、当時平群町当局から奈良県担当課に相談があつたかどうかを含め、その内容や対応については具体的に把握できぬ」としてある。さらに、平群町当局が六週間以内に処理しなかつた理由も、奈良県がどのように指導したかも不明であるとし

さめるをえない」としているが、一回目と二回目に提出された届出と称するものの中身について伺いたい。この業者の総ての用地買収に係る土地取引内容がその中に網羅されていたのかどうか、明らかにしていただきたい。

6 土地は御堂開発株式会社の当該土地取引について、国土利用計画法に違反しているのかどうか、明らかにしていただきたい。

官報(号外)

て、奈良県としては、御堂開発株式会社の土地取引について、国土利用計画法第二十三条に反するのかどうか判断しなければならず、この件については「無届け」ではなく、「届け出」があったと判断する」としている。これは御堂開発株式会社が当時の「届け出書面」らしきものに、「当該土地取引にかかるすべての内容が記載されている」とする業者側の主張を無批判に容認するものとなっている。しかも、奈良県当局は「御堂開発株式会社からの『土地リスト』と契約書、登記簿等との照合を行った」としている。そして「買収価格についても検討した」として「推定できる内容としては、その当時として妥当な価格という判断が下せる」としている。

そこで、伺いたい。

1 「『届け出書面』らしきものがあった」としているにもかかわらず「現在当該書面は行方不明で存在しない」としている。御堂開発株式会社から出された「土地リスト」の内容と同社が出したと称する「届け出」の内容とが照合するのかどうか、明らかにしていただきたい。

2 業者の土地取引価格は、同社が申告した特別土地保有税の内容から逆算して、平均三・三平方メートル当たり五万円という常識を逸した価格である、現地周辺の土地取引の実態に照らして、とても妥当な価格と言えないと考えるが、妥当とした根拠を示していただきたい。

3 奈良県は、受理窓口である市町村から指導を求められたにもかかわらず、受理に際しての指示、あるいは不受理通知の発行、不受理に際しても「届け出書面」を返却しないことな

ど、何ら具体的に適切な指導もなさず、機関委任事務を担当する奈良県自身の責任を回避している。「国土利用計画法の届け出は本来受理すべきもので、これを受理しなかったのは行政側の手落ち」と言うなら、それは県知事が負うべき責めである。「平群町が受理しなければならなかつたものを受理しなかつたことがこの件の発端」と言うのならば、それは奈良県が適切な指導を行わなかつたことが生じた問題である。このことは、本年十一月の平群町議会総務委員会での町長答弁によつても「町に手落ちはない、担当課長の責任もない」と確認されている。これら奈良県の態度は、国土利用計画法の運用につき、問題点があつたことを示していると考えるが、政府の見解を伺いたい。

四 以上の経過と問題点について

政府は、御堂開発株式会社の国土利用計画法違反の疑いについて、前述した経過と問題点に照らして、再度厳密に調査し、政府として厳正な措置を講ずるべきだと考えるが、政府の見解を伺いたい。また政府として、国土利用計画法の運用を機関委任している県知事に対し問題点を正し、厳正な指導を行ふべきだと考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣総理大臣 海部 俊樹
内閣衆質一二〇第四号
平成三年二月十五日

〔別紙〕

衆議院議員社第一君提出国土利用計画法の運用等に関する質問に対する答弁書

一について

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号。以下「国土法」という。）については、近年の地価高騰等に適切に対処するため、既に昭和六十二年の国土法の一部改正による監視区域制度の創設、平成元年の国土法の一部改正による勧告に関する特例の創設等の改正が行われたところであり、今後とも、国土法の厳正かつ的確な運用に努めてまいりたい。

二の一について

奈良県知事の調査によれば、昭和六十一年に御堂開発株式会社を当事者の一方とする届出書が平群町に提出されたことが認められ、また、

二の二について

奈良県知事の調査によれば、昭和六十一年に御堂開発株式会社を当事者の一方とする届出書が平群町に提出されたことが認められ、また、届出書自体は現存しないものの、その届出書のリストを同社が保管していたため、奈良県知事においてこれを微して確認したところ、同社が行つた御指摘の土地売買はすべてこれに含まれることが認められたことから、同社が御指摘の土地売買について国土法第二十三条第一項の規定による届出を行つていないと現時点で断定することはできないと考えられる。

二の三について

奈良県知事において御堂開発株式会社が行った御指摘の土地売買契約の内容を国土法第二十四条第一項に照らし調査したところ、特に問題が認められなかつたため、同社が行つた御指摘の土地売買契約については特段の指導を行つていないと聞いている。

二の四について

奈良県知事において調査を行つたが、当時の記録が現存しないため、御指摘の当時の奈良県の対応は不明である。

二の五について

具体的には承知していない。

二の六について

奈良県知事において調査を行つたが、届出書が現存しないため、御指摘の土地リストの内容と届出書の内容とが照合するのかどうか不明である。

なお、届出書が現存しないため、奈良県知事としては他の入手し得る資料に基づき可能な限り調査を行つたものである。

(号外) 報

三の2について

奈良県知事において御指摘の土地売買について調査したところ、国土法第二十四条第一項に照らし、問題はなかったと聞いている。

三の3について

奈良県知事において調査を行ったが、当時の記録が現存しないため、御指摘の国土法の運用について奈良県職員が平群町職員に対してどのような指導を行ったかは不明である。

四について

御指摘の御堂開発株式会社の国土法違反の疑

いについては、既に奈良県知事により可能な限り適切な調査が行われたものと考えている。

政府としては、従来から国土法の厳正かつ的確な運用に努めているところであり、今後とも関係地方公共団体を適切に指導してまいりたい。

■ 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成三年一月二十五日

内閣総理大臣 海部 悅樹

国との補助金等の臨時特例等に関する法律案

目次

第一章 総理府関係(第一条 第十一条)

第二章 大蔵省関係(第十一条)

第三章 文部省関係(第十二条 第十四条)

第四章 農林水産省関係(第十五条 第十六条)

第五章 運輸省関係(第十七条 第二十二条)

第六章 建設省関係(第二十二条 第三十二条)

第七章 自治省関係(第三十二条 第三十三条)

第八章 地方公共団体に対する財政金融上の措

置(第三十四条)

附則

第一章 総理府関係

(国土調査法の一部改正)

第一条 土地調査法(昭和二十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第二条 离島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十一年度」の下に「平成三年度及び平成四年度」を加える。

別表内中「第五十条第十号」を「第五十条第九号」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第三条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第四条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第五条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二年度」を「平成五年度」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第六条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

法律第二十二条第一号の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出し中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、「平成二年度まで」を「平成三年度まで」に改める。

附則第八条の見出し中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、「平成二年度から平成五年度までの各年度」に「平成二年度まで」を「平成五年度まで」に改める。

附則第六項の前の見出し並びに附則第七項及び第九項中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。

附則第六項の見出し中「平成二年度」を「平成五年度」に改め、同条第一項中「十分の六(土地

環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第八条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第六条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項の見出し中「平成二年度」を「平成五年度」に改め、「平成二年度から平成五年度までの各年度」に「平成二年度まで」に改める。

附則第七項の見出し中「平成二年度」を「平成五年度」に改め、「平成二年度まで」を「平成五年度まで」に改める。

あるのは「三分の一」と改める。

附則第十項中「平成元年度又は平成二年度」に

「平成三年度から平成五年度までの各年度」に「平成二年度まで」を「平成三年度まで」に改め

る。

附則第十項中「平成二年度」を「平成三年度」に

「平成二年度から平成五年度までの各年度」に「平成二年度まで」を「平成三年度まで」に改め

る。

平成二年一月二十一日 衆議院会議録第一号 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案及び同報告書

1 国の補助率等の特例

平成二年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について改めて検討を行い、次の措置を講ずること。(三)法律)

(1) 公共事業等に係る補助率等については、平成五年度までの暫定措置として、昭和六十一年度に適用されている補助率等とすること。

(負担・補助割合 昭和五十九年度 六十一年度 六十二年度～平成二年度 二年～五年度)

○ 河川法等(三〇法律)の一部改正

(1) 直轄事業

〔三分の一〕 十分の六 十分の五・五 十分の六〔】

(2) 補助事業

〔三分の一〕 十分の五・五 十分の五・五

(三)義務教育費国庫負担金に係る経費のうち共済費追加費用に要する経費等に係る補助率等については、平成五年度までの暫定措置として、引き続き昭和六十一年度に適用された補助率等とすること。

(負担・補助割合 昭和五十九年度 六十一年度 六十二年度～平成二年度 三年～五年度)

○ 義務教育費国庫負担法等(二法律)の一部改正

共済費追加費用等

〔一分の一〕 三分の一 〔三分の一〕 三分の二

なお、(1)及び(2)の対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとすること。

2 国の負担に係る繰入れの特例(二法律)

地盤再保険及び自動車損害賠償責任保険に係る事務費の財源について、平成五年度までの間、一般会計からの繰入れは行わないこととする。

3 施行期日

この法律は、平成三年四月一日から施行すること。

なお、本案による平成三年度における歳出への影響額は、昭和五十九年度を基準とした場合、補助率等に係る措置によるもの四千二百億円、国の負担に係る繰入れの特例によるもの十一億円、合計四千二百十一億円と見込まれている。

1 議案の可決理由

最近における財政状況及び社会経済情勢並びに累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の補助金等に関する臨時特例等

の措置を講ずることは、国の財政状況等の見地から時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年一月十八日

衆議院議長 横内 義難殿

〔別紙〕

国と地方との役割分担・費用負担の見直しを基本として、補助金等の整理合理化については、地方政府は、左記の諸点について配慮すべきである。

一 本法律に盛り込まれた措置のうち、公共事業等に係る補助率等については、平成五年度末までに、体系化・簡素化等の観点から、総合的検討を進めること。

二 当該措置について、補助・負担制度の趣旨及び從来の経緯を踏まえ、地方の財政運営に支障を生ずることのないよう適切に措置すること。

三 国の補助負担金の整理に当たっては、その事業の性格及び国と地方との費用負担の在り方を十分に勘案すること。

四 国と地方との役割分担・費用負担の見直しを基本として、補助金等の整理合理化については、地方の自主性に委ねるべきものについては一般財源への振替等を行うよう努めること。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三年二月八日

内閣総理大臣 海部 梅樹

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律

目次

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 特定物質の製造等の規制(第四条～第十六条)

第三条第一項第一号中「第二条1本文、2本文、3本文及び4本文」を削る。

第四条第一項中「第二条1、3及び4」を削る。

第七条中「第二条」を「の規定」に改める。

第十六条第一項中「第二条2」を削る。

第二条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章を第四章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章 特定物質及び指定物質に関する届出

(特定物質の輸出に関する届出)

第十七条 特定物質の輸出を行つた者は、その種類ごとに、通商産業省令で定めるところにより、毎年、前年の輸出数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定物質に関する届出)

第十八条 指定物質の製造、輸出又は輸入を行つた者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年、前年の製造数量、輸出数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

[議定書附属書Aに掲げる物質]に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年六月二十九日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の改正が日本国について効力を生ずる日(以下「議定書改正発効日」という。)(議定書改正発効日が平成四年七月一日後となる場合には、政令で定める日)から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の規

定によつてした処分、手続その他の行為は、同一条の規定による改正後の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(以下「新法」という。)の相当規定によつてしたものとみなす。

第三条 新法第四条第一項及び第三項、第十一項

第一項並びに第十二条第一項の規定は、議定書附屬書Bに掲げる物質(以下「新規特定物質」という。)の製造であつて、議定書の規定に即して新法第二条第五項の種類(次項において「種類」という。)ごとに政令で定める日前に行われるものについては、適用しない。

2 議定書改正発効日が属する年の一月一日から

前項の政令で定める日の前日までに新規特定物質の製造又は輸入を行つた者は、その種類ごとに、通商産業省令で定めるところにより、毎年、新法第二条第六項に定めるところにより算定した前年の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

[議定書附属書Aに掲げる物質]に改める。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

(報告)

第五条 通商産業大臣は、新法第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、平成元年(昭和六十四年一月一日から平成

元年十二月三十一日までの期間をいう。次項において同じ。)に新規特定物質の製造、輸出又は輸入を行つた者に対し、新法第二条第六項に定めるところにより算定したその数量の報告を求めることができる。

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十

六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中「特定フロン」を「特定物質のうちオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附屬書AのグループIに属する物質(以下本項において「特定フロン」という。)を」と、「同法第三章の規定の施行の日」を「昭和六十三年十二月二十九日」に改める。

2 特定物質の製造等の規制に関する改正

特定物質を製造しようとする者は、特定物質が当該特定物質以外の物質の製造工程において原料として使用されたこと等を證明して、当該証明に係る数量の特定物質を製造することができる旨の通商産業大臣の確認を受けることができる。

3 特定物質及び指定物質に関する届出制の新設

(一) 特定物質の輸出を行つた者は、毎年、前年の輸出数量等を通商産業大臣に届け出なければならない。

(二) 指定物質の製造、輸出又は輸入を行つた者は、毎年、前年の製造数量、輸出数量又は輸入数量等を通商産業大臣に届け出なければならない。

(報告)

第六条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

ントリオール議定書(以下「議定書」という。)の改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保護を図るため、製造の規制等の措置を行う特定物質を追加するとともに、新たに指定物質を定め、その製造数量の把握等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第七条 定義等の改正

(一) 指定物質とは、議定書附屬書Cに掲げる物質(二四物質)をいう。

(二) 物質(二四物質)を加える。

1 定義等の改正

本条は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の改正等を踏まえ、オゾン層の一層の保護を図るため、製造の規制等の措置を行う特定物質にトリクロロエタン、四塩化炭素等を加えるとともに、指定物質の製造数量の把握等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(一) 特定物質の輸出を行つた者は、毎年、前年の輸出数量等を通商産業大臣に届け出なければならない。

(二) 指定物質の製造、輸出又は輸入を行つた者は、毎年、前年の製造数量、輸出数量又は輸入数量等を通商産業大臣に届け出なければならない。

(報告)

第八条 特定物質及び指定物質に関する届出制の新設

官 報 (号 外)

平成三年二月二十一日 衆議院会議録第十一号 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一四

二 議案の可決理由

本案は、オゾン層保護のための改正議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年二月二十日

商工委員長 横内 義庭殿
衆議院議長 横内 義庭殿
奥田 幹生

明治二十五年三月三十一日

発行所
千一〇五
虎ノ門二丁目三番四号
大蔵省印刷局
東京都港区
電話
03(3587)4302
定価 本号一部
税 三円(を含む)